別表六十の表中「中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書」を「中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書」に、

(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	(1)のうち中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額

を、

割増前税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{9.4}{100})\times 0.35$ (0.12未満の場合、(5)＝０の場合又は設立事業年度の場合は0.12)	割増前税額 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{9.4又は12}{100})$ (0.12未満の場合、設立事業年度の場合は0.12)

を、

控除割合 ×(0.35又は0.375) 度の場合又は(5)＝０の場	調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の三「２」若しくは「25」）	当期税額基準額の計算	令和５年３月31日以前に開始する事業年度の場合	(7) ＞ 9.4 % の場合
				(9) ＞ 10 % の場合の特例加算割合 $((9)-\frac{10}{100})\times 2$ （小数点以下３位未満切捨て） (0.1を超える場合は0.1)
				基準年度比売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合 （別表六(十二)「11」）
			当期税額基準額 ((14)＋(別表六(十五)「９」))×((15)、(0.25＋(16))又は0.25)＋(17))	

を、

調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の二「２」若しくは「22」）	当期税額基準額の計算	令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合	(7) ＞ 9.4 % 又は (7) ＞ 12 % の場合
			(9) ＞ 10 % の場合の特例加算割合 $((9)-\frac{10}{100})\times 2$ （小数点以下３位未満切捨て） (0.1を超える場合は0.1)
			基準年度比売上金額減少割合≧２％かつ令和５年３月31日以前に開始した事業年度の場合の特例加算割合 （別表六(十二)「11」）
		当期税額基準額の計算	当期税額基準額 ((14)＋(別表六(十五)「９」))×((15)、(0.25＋(16))又は0.25)＋(17))

に改め、同表の記載要領第１号中「特別控除)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)」を加え、「同条第８項第３号」を「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」に改め、「同条第４項」の次に「又は令和５年旧措置法第42条の４第４項」を加え、同第11号中「平成31年４月１日から令和５年３月31日まで」を「令和３年４月１日から令和８年３月31日まで」に改め、同第11号を同第五号とし、同第11号の次に次の11号を加える。

3　「割増前税額控除割合
$\frac{12}{100}+((7)-\frac{9.4又は12}{100})\times(0.35又は0.375)$
(0.12未満の場合、設立事業年度の場合又は(5)＝０の場合は0.12)」　(10)の欄は、令和５年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「9.4又は」及び「0.35又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は12」及び「又は0.375」を消すこと。

4　「(7)＞9.4％又は(7)＞12％の場合　(15)」の欄は、令和５年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「(7)＞9.4％又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は(7)＞12％」を消すこと。